

土技第151号
平成30年6月15日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木技術管理課長

建設工事における労働災害防止対策における留意事項について

このことについて、平成30年5月21日付け熊労基発0521号により熊本労働局労働基準部長から別添のとおり送付がありました。主な概要は、「手すり先行工法」の徹底と「混在作業等」での労働災害防止、請負業者への指導の徹底の3点です。

また、土木部が発注する工事において、今年度に入り既に13件（5月末時点）の建設事故等が発生しています。昨年度の同時期（当時の事故発生件数：8件）と比較すると、本年度は昨年度以上のペースで事故が発生している状況です。

つきましては、別紙の趣旨及び内容をご理解いただき、現場での労働安全衛生対策の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

【参考】

熊本県土木共通仕様書に則り、「手すり先行工法ガイドライン」により施工し、常時「二段手すり」及び「幅木」の機能を有するものを設置することを徹底する。

事故事例集（平成29年12月22日付け土技第541号送付させて頂いたもの）を参考に、発注者と施工計画書確認の際に協議を行い、本事例集にあるような事故の再発防止に努める。

【土木技術管理課】

技術指導班 満園

TEL：096-333-2490（内 6056）